

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

June
6 月号
第17号

INDEX

- ◆県消費生活相談窓口の状況
- ◆多く寄せられている震災関連トラブル相談
- ◆震災に便乗した「悪質商法」や「詐欺」にご注意！

●震災後の県消費生活相談窓口の状況

県消費生活センターは、宮城県警が設置した「行方不明者相談ダイヤル」における相談対応への応援を行うため、一時的（3月14日から24日まで）に、消費生活相談業務を休止しましたが、その後は通常どおり業務を行っております。

また、各地域で消費生活相談等の業務を行っている県民サービスセンターでも、庁舎等に被害を受け、特に被害の大きかった東部（石巻）と気仙沼の各県民サービスセンターは、庁舎機能を移転して相談業務を実施しております。

○県民サービスセンター移転先

- 【石巻】 東部地方振興事務所県民サービスセンター → 石巻専修大学体育館内
 - 【気仙沼】 気仙沼地方振興事務所県民サービスセンター → 気仙沼保健福祉事務所内
- ※電話番号に変更はありません。（番号は裏面に記載しています。）

県の相談窓口には、震災直後の物資の不足に関する相談や、損壊した建物等に関する相談、住宅の屋根などの修理の訪問販売に関する相談など、震災関連のご相談が多く寄せられています。

大規模な震災の後には、震災後の不安に乗じて不必要な契約をさせる、作業内容に見合わない高額な住宅の修理費用を請求する、義援金や被災地支援の投資を装ってお金をだまし取るなど、詐偽まがいの悪質商法などが横行する傾向にあります。

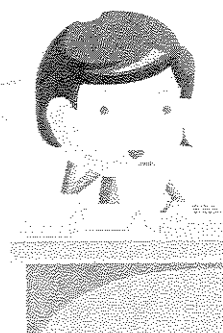
不審な電話や訪問があったり、契約に関するトラブルにあったときは、まず、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

相談はこちらのダイヤルへ！

ご相談は、消費者ホットラインへ！

ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ まもろうよ、みんなを！
0570-064-370

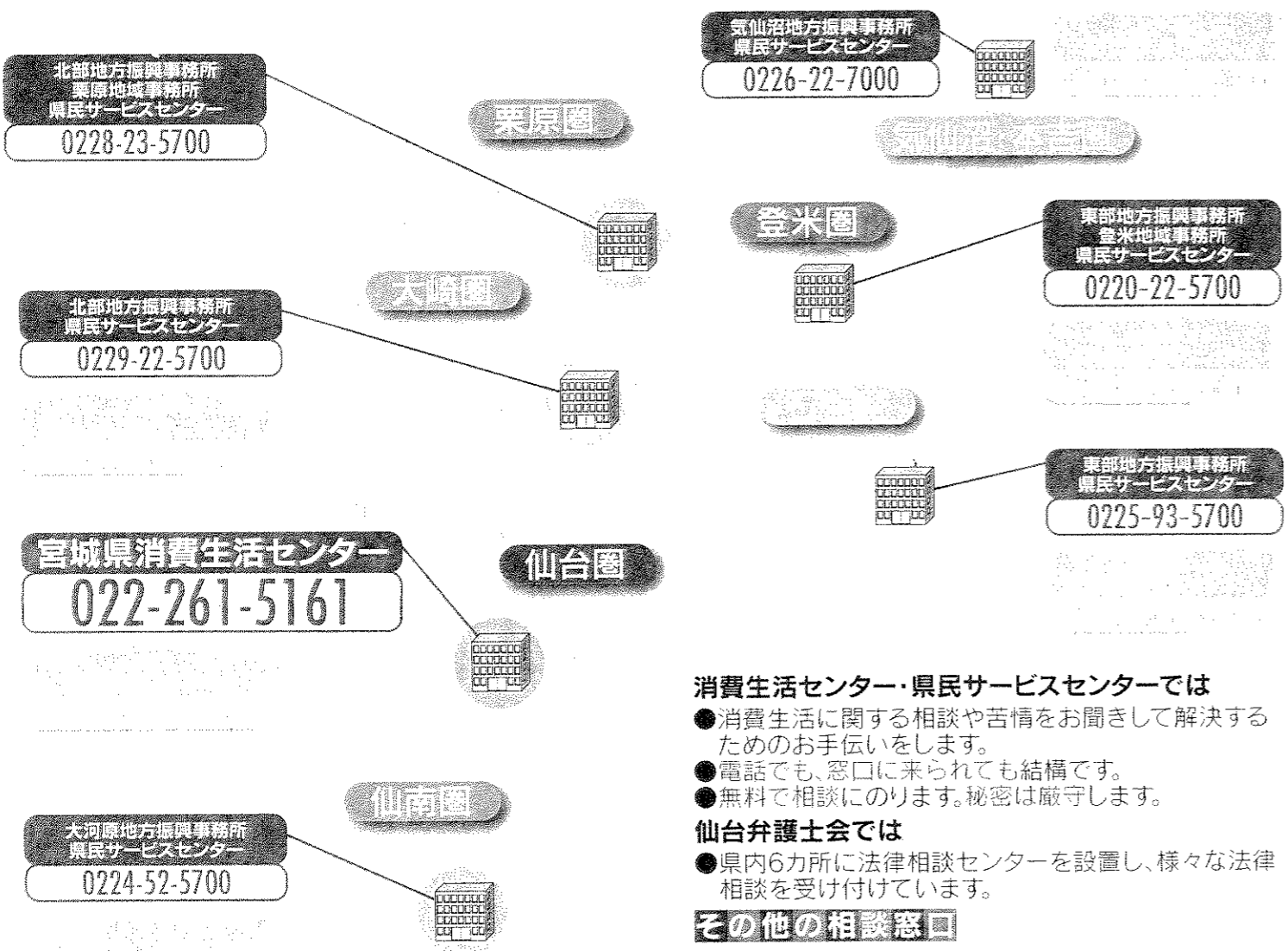
※全国共通ダイヤルです。身近な相談窓口につながります。



困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 日しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

- 消費生活相談窓口**
- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
 - ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011
- 多重債務に関する相談窓口**
- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
 - ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014
- 国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口**
- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
 - ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00～17:00 土・日 9:00～16:00 ※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月～金曜日 9:00～16:00 ※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

多く寄せられている震災関連トラブル相談

県の相談窓口には、さまざまな震災関連のご相談が寄せられています。多く寄せられている相談の一部をご紹介します。



相談事例①住宅の屋根の修理

- ・地震で屋根瓦が破損し、知人の紹介で業者に見積りを依頼し、契約。その後、工事内容に見合わない高額な契約だったことがわかり、解約を申し出たところ、違約金を請求された。（70歳代 女性）
- ・震災当日訪問してきて、壊れた屋根にビニールシートをかけてくれた業者が再度訪問してきて、リフォーム工事を契約。金額が高いと感じたので、他業者に見積りを取ったところ、100万ほど安かった。キャンセルを申し出たが、解約に応じてもらえない。（60歳代 男性）

相談事例②不動産貸借関連

- ・震災で借家が被害を受けたため、大家から立ち退きを要求されている。出来れば住み続けたいので納得できない。（40歳代 男性）
- ・震災で借家が損壊し、大家から修繕費の半額を請求された。納得できない。（年齢不明 女性）

相談事例③自動車関連

- ・津波で自動車が冠水し、使えなくなった。ローンの支払いはどうなるのか。（30歳代 女性）
- ・中古車を購入する契約をしたが、震災によって支払いができなくなったため、キャンセルしたところ、キャンセル料を請求された。納得できない。（20歳代 男性）

相談事例④その他の相談

- ・自宅の給湯器が地震で転倒し、壊れた。取り付け方が悪かったのではないかと。修理費用は自己負担と言われ、納得できない。（60歳代 女性）
- ・ガソリンの価格が高騰している。便乗値上げではないか。（50歳代 男性）

すぐにご相談ください！

- 震災の影響により、様々な消費生活に関するトラブルが生じています。
- 県の消費生活センターなどの消費生活相談窓口では、このようなトラブル相談をお受けし、アドバイスを行ったり、適切な窓口をご紹介します。
- 困ったこと、不審なことがあったら、すぐにお近くの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ まもろうよ、みんなを！

ご相談は、消費者ホットライン **0570-064-370** へ！

震災に便乗した「悪質商法」や「詐欺」にご注意！

大きな震災で、不安な心につけこむ、十分に選択肢がない中でせかす、被災地を支援したいという善意の心を悪用する…。震災に便乗した悪質商法や詐欺にご注意ください！

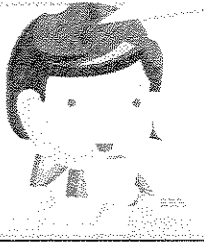
1. 悪質なリフォームなどの「訪問販売」

突然自宅に訪問してきて、「屋根の瓦が壊れている」「すぐに修理しないと余震でもっと壊れる」などと不安をあおり、不要なリフォーム工事の契約をさせ、後で高額な費用を請求する、「保険で修理できる」「行政の補助が出る」などと、確実でない事を言って工事の契約をさせるなど、悪質な訪問販売が発生しています。

不安をあおられたり、契約をせかされても、その場ですぐに契約をせずに、

- ・「複数の業者から見積りを取って比較する」！
- ・「費用の内訳を確認する」！
- ・「業者の連絡先や担当者名を確認する」！
- ・「ひとりで判断せず、家族などに相談する」！

不審なときはすぐに相談！



消費者ホットライン
0570-064-370

2. メールがワナ！「悪質メール」

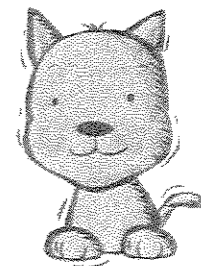
『震災お見舞いメール』の題名でメールが送られてきて、「不審だ。」という事例がありました。実際に被害はありませんでしたが、書かれているサイトにアクセスすると、有料メールサイトに誘導され、相手から「お見舞い金を300万円あげる」などという誘い文句で次々と有料メールを利用させられて、高額な利用料金を請求されるなどの詐欺的な被害が出る可能性があります。

また、「求人情報」などといった題名でメールが送られてきて、申し込みたいと思い、免許証などの個人情報を業者に郵送し、約束の場所に行ったが、誰も来なかったというケースもあります。

悪質なメールによって、高額なサイト利用料を請求されたり、個人情報をだまし取られたりしないために、

- ・「不審なメールはすぐに削除」！
- ・「知らないメールに安易に返信しない」！

などを心がけましょう。



「被災地支援を装ってお金をだまし取る詐欺」もあります。注意だワン！

ご案内

『消費者月間パネル展』を開催します！

5月は「消費者月間」です。宮城県消費生活センターでは、消費者トラブルなどに関するパネル展を開催します。ぜひご覧ください。

【日時】5月23日(月)～6月3日(金)
【場所】県庁1階、2階ロビー